

新たな難病医療費助成制度について

国が指定する難病(特定疾患)に係る治療費について公費負担を行う「特定疾患治療研究事業」については、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度に変わります。

主な変更点は、以下のとおりとなっております。

主な変更点

		新制度 平成27年1月1日から	現行制度 平成26年12月31日まで
自己負担限度額 月額	算定対象者	医療保険上の世帯の市町村民税(所得割)	生計中心者の所得税
	金額の範囲	0円～30,000円(月額)	0円～23,100円(月額)
	適用の方法	同月に負担した医療費(入院・外来・薬代・訪問看護の費用)を合算	・医療機関ごとに適用 ・院外薬局の薬代は自己負担なし ・訪問看護は自己負担なし
		入院・外来の区別なし	入院・外来の区別あり
同一世帯内に難病・小児慢性特定疾患患者がいる場合の按分	患者本人の負担限度額×(両者のうち高い方の自己負担額/両者の自己負担額分の合計)	受給開始が早い人の自己負担限度額が1/10となるなどの減額制度あり。	
難病治療に係る医療保険の患者負担割合		2割(後期高齢者は1割)	3割(後期高齢者は1割)
入院時の食費		全額自己負担(経過措置対象者は3年間1/2)	負担限度額内で自己負担
市町村民税非課税者		自己負担あり	自己負担なし
高額かつ長期 (月ごとの医療費総額(医療保険適用前)が5万円を超える月が年間6回以上ある者)		所得に応じた減額措置 月額:0円～20,000円	-
生活保護受給者		月額自己負担額0円	制度対象外
重症認定患者		自己負担あり	自己負担なし
人工呼吸器装着患者		月額自己負担上限額:1,000円	-
指定医療機関		<u>都道府県が指定した指定医療機関のみ医療費助成の対象(※)</u>	いずれの医療機関でも医療費助成の対象
指定医		都道府県が指定した医師(指定医)のみ臨床調査個人票の記載が可能。	医師であれば、誰でも臨床調査個人票の記載が可能。

※指定医療機関名に所在地の都道府県から指定を受けた訪問看護ステーションの記入が必要です。